

※令和８年度中に、受託者が利用者から徴収している１食あたり３００円の利用者負担額の見直しを検討中です。

仕 様 書 (案)

事業は以下の内容で行うものとする。ただし、浜松市が、やむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

- (１) 栄養士の指導・監修のもと、高齢者の心身の特性に配慮し、栄養バランス、食べやすさ、やわらかさ等を考慮して献立をつくること。
- (２) 調理部門において調理師を配置するほか、適切な職員配置を行うこと。
- (３) 食事は原則として自社工場及び法人施設等の調理室で調理し、利用者宅へ週１～３回配食すること。
- (４) 配食サービスの実施方法は、厚生労働省による「民間事業者による在宅配食サービスのガイドラインについて」等を遵守するとともに、マニュアル化しておくこと。
- (５) 配食は調理後速やかに実施し、配食時間はおおむね次のとおりとする。
昼食 午前１０時３０分から午後０時３０分
夕食 午後４時から午後６時
- (６) 受託者は、１か月分の献立表を、事前に利用者に渡すこと。
- (７) 必要に応じて検食を行うので献立表とともに浜松市へ届けること。なお、検食を行う場合には、浜松市が事前に受託者に連絡するものとする。
- (８) 献立、カロリー等の食事内容及び調理・配達方法等については、浜松市から指示がある場合には、受託者はこれに従うこと。
- (９) 受託者は、サービスの実施前に職員を利用者宅へ派遣し、サービス内容・食事の受け渡し方法・キャンセル時の連絡方法等の事前説明を行うものとする。
- (１０) 食事の受け渡し方法は、原則として手渡しとする。ただし、不在時等の場合は、配達する地域を管轄する長寿支援課又は長寿保険課（以下、長寿支援課等）と協議の上、あらかじめ利用者とは取り決めた方法にて受け渡すものとする。
- (１１) 受託者は、サービスの実施中、利用者の安否の確認及びコミュニケーションに努めるものとし、異常を発見した場合は、速やかに緊急連絡先又は長寿支援課等に連絡するものとする。また、予定外の不在等不審に思われる事態によりサービス実施が困難な場合も、長寿支援課等に連絡し、その指示に従うものとする。なお、当該連絡については、地域包括支援センター、在宅介護支援センターもしくは介護支援専門員に対しても報告を行なうものとする。
- (１２) サービス等で使用する食器は、衛生面・環境面に十分配慮されたものを使用

すること。

- (13) 受託者は、利用者から1食あたり300円の利用者負担額を徴収する。なお、利用者が当日にキャンセルした場合、もしくは、配達時に不在だった場合も、受託者は利用者から利用者負担額を徴収することができる。

ただし、利用者から1日以上前にキャンセルされた場合は、利用者負担額を徴収することはできない。このことについて、受託者はサービスの実施前に利用者に必ず事前説明を行い、利用者の理解を得ること。

- (14) 受託者が行う通知、連絡等に要する費用については、受託者の負担とする。

- (15) 受託者は、食事に関する利用者アンケートを適宜実施し、浜松市に報告するものとする。

- (16) 浜松市は、事業実施状況報告書の内容を確認するため、必要に応じて、食事の内容や配食回数等について利用者へ聞き取りを行うものとする。

- (17) 受託者は、利用者に対する食事の提供が滞ることのないよう、参加申請時に提出した配食エリアをやむを得ず縮小する等の場合は、余裕を持って浜松市に書面により事前に通知し、許可を得た後に利用者及び申請書提出者に事業者変更の案内をするものとする。

- (18) 受託者は事故等予測不能な事態が発生した際に、サービスの実施が滞ることのないようあらかじめ体制を整えることに努めるものとする。